

佐賀県地域医療対策協議会の結果について

1 医師の働き方改革の今後の方向性について（詳細は「参考資料6」参照）

- 厚生労働省において「医師の働き方改革の推進に関する検討会中間とりまとめ」及び「タスク・シフト／シェア推進に関する検討会議論の整理」が取りまとめられ、今般、「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律案」が令和3年2月2日に第204回国会に提出
- 関係法令の改正が行われた場合、早ければ今年10月には「医師労働時間短縮計画」の策定が必要
- また、いわゆる「C水準」となる医療機関の指定や臨床研修に関する書類において時間外労働時間数の記載が必要となるなど、時間外労働時間の制限について医療機関における準備が重要

2 佐賀県キャリア形成プログラムの制定及び地域枠医師について（詳細は「参考資料7」参照）

- 医療法改正に伴い、令和2年9月の地対協において意見聴取を行い、「佐賀県キャリア形成プログラム」を制定し、特に育成が必要な医師像を明確化するとともに従事する診療科を大幅に拡大
- いわゆる「地域枠（佐大4名・長大2名）」については、厚生労働省と文部科学省が認可した医学部定員枠による入学要件と、佐賀県医師修学資金の貸与による猶予・免除要件によって、それぞれ卒後に義務が生じることに十分注意

3 佐賀県医師育成・定着支援センター（仮称）の設置について（詳細は「参考資料8」参照）

- 令和3年1月の地対協協議などを経て、来年度から佐賀大学医学部に佐賀県医師育成・定着支援センター（仮称）を設置するため、令和3年2月定例県議会に予算案を提出
- 県内の医師や医療機関のネットワークを構築しつつ、県内の医師・学生への総合的・継続的な教育・就業支援を行い、県内の医師の定着につなげることが目的
- 今後、上記の取組を通じて、臨床研修を通じた県内の医師定着に向けた取り組みを推進